

新型インフルエンザ等対策に関する 業務計画

令和7年9月11日

公益社団法人 熊本県トラック協会

目次

第1章	総則（第1条－第4条）	1
1.	計画の目的	
2.	基本方針	
3.	対象とする感染症	
4.	発生段階に応じた時期区分の想定	
第2章	新型インフルエンザ等対策の実施体制（第5条－第12条）	2
1.	対策本部の設置	
2.	対策本部長	
3.	構成員	
4.	事務局	
5.	対策本部長等の任務	
6.	情報収集及び共有体制	
7.	対策本部の解散	
8.	関係機関との連携	
第3章	新型インフルエンザ等対策に関する事項（第13条－第17条）	3
1.	新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法	
2.	人員計画	
3.	緊急物資の配送に関する輸送体制の構築	
4.	感染予防対策の検討・実施	
5.	物資及び資材の備蓄等	
第4章	教育・訓練、点検・改善（第18条・第19条）	4
1.	教育及び訓練の実施	
2.	計画の見直し	

第1章 総則

(計画の目的)

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）

第9条の規定に基づき、公益社団法人熊本県トラック協会（以下、「協会」という。）が指定地方公共機関として実施する新型インフルエンザ等対策に係る事項を定めるものであり、県民の生命及び健康の保護並びに県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第2条 協会は、新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）、及び熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「熊本県行動計画」という。）等を踏まえ、地方公共団体及び他の機関と連携協力し、協会の業務に関する新型インフルエンザ等対策（以下、「対策業務」という。）の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

(対象とする感染症)

第3条 新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する必要がある。このため、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定する。

その上で、本計画の対象となる新型インフルエンザ等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）第6条第7項、同条第8項及び同条第9項の各感染症のうち、特措法第2条第1号に規定される次の（1）～（3）とする。

- (1) 新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・再興型コロナウイルス感染症）
- (2) 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- (3) 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

(発生段階に応じた時期区分の想定)

第4条 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、発生段階に応じて対策を切り替えるべきタイミングを明確化するため、政府行動計画及び熊本県行動計画と同様に、準備期、初動期及び対応期の3つの時期区分を想定する。

なお、いずれの発生段階においても、協会の職員及び会員企業の職員等の安全確保を最優先としつつ、事前に想定したとおりに事態が進展するとは限らないことから、国や地方公共団体等が提供する正確な情報を入手し、実際の対応に際しては、柔軟かつ機動的に対策の切替えを行うこととする。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(対策本部の設置)

第5条 会長は、政府対策本部及び熊本県に対策本部が設置された場合は、協会の対応を協議・指示するため、速やかに新型インフルエンザ等対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

2 会長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は、対策本部を設置する指示をすることができる。

(対策本部長)

第6条 対策本部長は、会長とする。

(構成員)

第7条 対策本部の構成員は、別表第1のとおりとする。

(事務局)

第8条 対策本部の事務局を協会総務課に置き、常勤役員を事務局長とする。

(対策本部長等の任務)

第9条 対策本部長、対策本部副部長、本部員、事務局長等の構成員の任務は次のとおりとする。

- (1) 対策本部長は、対策本部を総括する。ただし、対策本部長に事故がある場合は、別表第1に定めた対策副本部長の記載順位により、対策副本部長が代行する。
- (2) 対策副本部長は、対策本部長を補佐する。
- (3) 本部員は、対策本部における決定事項を実施し、その状況等を対策本部に報告する。
- (4) 事務局長は対策本部の運営を総括する。

(情報収集及び共有体制)

第10条 協会は、平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体、世界保健機構から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に職員及び会員事業者に周知する体制を確保する。

なお、新型インフルエンザ等の感染症に感染したと疑いのある職員については、症状の改善が認められるまで自宅等にて治療に専念し、感染の拡大を防ぐものとする。

(対策本部の解散)

第11条 対策本部長は、熊本県新型インフルエンザ等対策本部が解散された場合には、対策本部を解散する。

- 2 対策本部長は、第5条第2項の規定に基づき対策本部を設置した場合であって、対策本部で協議する必要がないと判断した時は、対策本部を解散することができるものとする。
- 3 対策本部が解散された後において、新型インフルエンザ等への対応に関し協議する必要が生じた場合は、協会において協議する。

(関係機関との連携)

第12条 協会は、平素から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施するうえで不可欠となる関係事業者等と、発生時における連携等について協議する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法)

第13条 協会が特措法第53条第1項及び第54条第1項及び第3項の規定に基づく対策業務については、別表第2のとおりとする。

(人員計画)

第14条 協会は、別表第3に定めた人員計画により新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

(緊急物資の配送に関する輸送体制の構築)

第15条 協会は対策業務等を迅速かつ的確に実施するため、平時から当該業務に係る輸送体制の構築を目的に、緊急時における会員事業者の車両等の手配体制について、定期的に調査を行うよう努める。

(感染対策の検討・実施)

第16条 協会は職員の感染リスクの低減及び職場内での感染防止のため、平時から次の実施方法等を検討し、必要な準備を進め、感染対策に努める。

- (1) 感染リスクの低減のため、テレワークの実施や時差出勤、緊急性のない出張や会議の中止や延期、オンラインツール等の活用、その他必要と認められる対策の実施。
- (2) 職場内の感染防止のため、マスク着用等の咳エチケットの徹底、手洗いや消毒用アルコール等を用いた手指消毒の徹底、定期的な換気、職場内の清掃・消毒、発熱者等の入場防止のための体温計の設置、訪問者に対する連絡先等の記入、その他必要と認められる対策の実施。

(物資及び資材の備蓄等)

第17条 協会は対策業務及び職場における感染症対策等を実施するため、平時からマスクや消毒用アルコール、パーテーション、体温計、空気清浄機、その他必要と認められる物資及び資材を備蓄・確保するよう努める。

第4章 教育・訓練、点検・改善

(教育及び訓練の実施)

- 第18条 協会は、平素から正しい知識を習得し、職員及び会員事業者への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するように努めるものとする。
- 2 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを連携させるように配慮するものとする。

(計画の見直し)

- 第19条 協会は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、熊本県知事に報告し、その要旨の公表を行う。
- 2 前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

この計画は、令和7年9月11日から施行する。

別表第1（第7条及び第9条関係）

対策本部の構成員

対策本部長 (対策本部を総括)	会長
対策本部副部長 (対策本部長を補佐)	副会長
本部員 (対策本部における決定事項を実施し、その状況等を対策本部に報告する)	適正化事業課、業務支援課
事務局長／事務局 (事務局長は対策本部の運営を総括する)	常勤役員／事務局長、総務課

別表第2（第13条関係）

新型インフルエンザ等対策業務の内容

事務連絡業務等	必要な事務職員
県との連絡調整	60%
出勤事業所に対する連絡調整 (輸送指示等)	60%

別表第3（第14条関係）

新型インフルエンザ等対策業務に係る人員計画

職種	事務職 (非乗務職)
出勤体制	60%程度